

批評

穂積博士の「タブーと法律」につきて

文學博士 榎 亮・三 郎

軌近吾人が通讀したる著書の中、最も吾人の心を
得たるものあり、是れ穂積博士の公にしたる「
タブーと法律」と題せる書なりとす。こは土方教
授在職二十五年の記念の爲め、東京帝國大學の諸
教授が主として寄與せる論文の一にして、吾人の
接手せるは、其の別刷なり。紙數は、目次を合せて
僅に百三十頁に過ぎずと雖も、其の所載の研究は
宗教、政治、法律、倫理の領域に互りて、學者の
最も困難とする問題を解釋し、議論平明にして、
絶わて紛雜錯綜の迹なく、文意暢達、毫も曖昧模
糊の陰翳なきは、喜ぶべし。著書は、我が國に於
ける法學の泰斗にして、朝野の視瞻を萃め、現に
我が國に於ける翰林院の主宰として、日本學界の
代表者の一人たり。吾人は不幸にして、未だ其の
門下に伺候して、親しく音容に接する機會を得ず
又趨合其の途を異にせる爲め、一堂の中に會して
其の指教を蒙りしことなしと雖も、好んで著者の
公にせる論說を讀み著書を讀みて、常に其の所說
の透徹にして、理路の井然たるを見、敬服措く能
はざるものなり。著者が今回の著の如きは、我が

國なればこそ、新奇の觀あるなれ、外國に於ては固より尋常一樣の研究事項にして、現に淺學吾人のごときも、ヂュルケイム、ユーベア、モース等の著書に於て、此の種の問題の研究を見たることあり、佛國社會學年報 (Année sociologique) 又は

宗教史學雜誌 Revue de l'histoire des Religions に於ても、屢々見たる研究たり。一例を舉ぐれば後者の第三十五冊に於て、モース氏が、「宗教と刑法の起源」(La Religion et les Origines du droit pénal) と題して、宗教と刑法との關係につきて詳論せるがごとし。たゞ、吾人が、博士今回の著を見て喜ぶ所以のものは、世を擧げて法律政治の研究を以て權勢利祿を罔する資具に供する風尙あり現行法の解釋これ重しとなして、古代法又は法理學研究のごときは、殆んど委棄して、顧るものなきに當り、博士のごとき法學の耆宿が倫理學上又は法理學上、重要な研究を發表したることに

して、これによりて、我が國の古代に於ける法の觀念を闡明し得たるのみならず、又以て、宗教的信仰が、如何に國家社會の構成に於て、重要なりしかを我が學界に説明せるものと云ふべし。

博士の著は、四部に分れ、緒言と前論と本論と後論とあり、緒言には、法の成立に造化説と進説との二説あることを述べ、前者の誤れることを説きて、進化説の善く、事實に協ふことを主張せり。前論は六章に分れ「タブー」の定義、「タブー」の本質、「タブー」の語義、「タブー」の起原、「タブー」の設定を説き、本論は五章に分れ、「タブー」と法律觀念、「タブー」と主權、「タブー」と婚姻「タブー」、財産權「タブー」と刑法との關係を説き後論には、博士は「タブー」を以て、人類が、制裁の伴へる行爲の規範を有するに至れる起源なりとし、法律を以て此の未開時代の規範が進化したるものに外ならずと斷せり。

博士は、前論第一章に於て、「タブー」の定義を下して云へり、曰はく、「タブー」とは行爲の禁諱にして、之に觸るゝときは、災害を蒙るべしとする信念より生ずるものを云ひ、又時としては、此原意より轉化して、禁諱の目的たる事物をも「タブー」と稱することありと。此の定義より出發して、第二章に於て、「タブー」は人類の行爲に關する消極的規範なりとし、其反面に於て、其目的たる人又は物の安全なる觀念を含むものなりと云へり「タブー」設定の反面には、其目的たる人又は物の安全なる觀念を含むとは、是れ必ずしも、博士の一家言にあらず、多數の宗教學者の云ふ所なるも吾人は甚だ感なき能はず。「タブー」が、人又は事物に對して、清淨カウケルの觀念を設定したるときのみは、或ひは、其の目的たる人又は事物の安全なる觀念を含むべしと雖も、特定の人又は事物を指斥して不淨なりと宣示するときは如何、是れ其の人

又は事物の安全を含むもの云ふを得ざるべし。「タブー」の設定者が、印度に於て、旃陀羅(Candala)を以て、不淨なりと忌避すべしと宣示する場合には、旃陀羅族以外の人々の安全を保せんが爲めならんも、旃陀羅族の安を保せんが爲にあるべし。然れども、博士の所謂「其反面に於て其目的たる云々」の文は、主して清淨觀念を人又は事物の上に設定したる場合を指すにあるならん。たゞ「タブー」の作用は、たゞに清淨觀念を設定することあるのみならず、又不淨觀念を設定することあるを忘るべからず。

前論第三章に於て、博士は「タブー」の語義につきて「タブー」又は「タブー」(tabu)なる語は、「タ」(標示する)なる働詞と「ブ」なる強意副詞とより成りたるものなるを以て、其原意は「強く標示せられたるもの」なるも、通常嚴に或物を指定して、之を神聖なりとする意義に用ひらるゝとし、

「ポリネシヤ」群島中の「トンガ」島を始めとして
其の他の諸島に於ける呼之を列擧し、古代の「ユ
ダヤ」民族の間に於ては、「ナサリテ」(Nazarie)
古代希臘民族の間に於ける「ハギラス」Hajos、拉
丁語の「サーケル」(Sacer)は、或は、離隔したる者
「又は「神聖なる者」又は神聖汚穢の二義を兼有す
るものなれば、正しく「タブー」の語と同一にして
日本語に於ては、「タブー」の意義に適當せるもの
は「いみ」(忌)の語なりとなし、蓋し其の語の中に
忌避、神聖、及び禁戒の意義を兼有すればなりと
云へり。是れ實に至言と云ふべし。吾人は、全く
博士の所説に賛同するものなり。

前論第四章には、「タブー」の「クロス、デイズ
チジョン」を述べ、第五章には、「タブー」の起原
を論じ、慣習に因りて存するものと設定によりて
生ずるものとなせり。第六章には「タブー」設定の
方法を説き、種々ありと雖も、其の最も普通なる

ものを、宣言、標示、觸接の三者なりとせり。標
示の項目の下に於て、所謂注連繩は、「タブー」の
標識なることは、殆んど疑を容れずと云へり。是
れ吾人の常に懷抱せる意見にして、標は自己の占
有物又は自己の領有に屬するものなることを標識
せん爲めに、結びたるものなりと云ふに至りては
何人も異議なき點なるべし。博士は注連繩若くは
之に類似する物を以て神聖不可侵の標識と爲す習
俗は、世界の各方面に於て觀る所なりとして、幾
多の例を引用せり。たゞ其の中人類學雜誌第二十
九卷、第七號に於て、森丑之助氏が、臺灣「タイ
ヤル」族の風俗信仰に關し、第二百五十八頁下半
より、第二百六十頁上半に互りて論述せる文を漏
されたるは、吾人の甚だ遺憾とする所なり。
吾人は博士の論文中、所謂前論の部分の熟讀し
て、深く博士の所論に敬服し、種々の点に於て、
全く同意を表するものなりと雖も、其の間往々異

論なき能はず。是れ博士の論文が「タブー」信仰より、法律の淵源を説明せんとするに專にして、詳に「タブー」其の物の本質を説かざるに由る。又博士の論文が通俗を旨として、専門語を使用せざるより吾人の誤解を招きたるふし／＼なきにあらざるべし。若し吾人にして、誤解せる點あらば、謹んで、博士の宥恕を乞ふべく、茲に暫らく吾人の意見が、博士の意見と異なる點を舉げて、其の指教を乞はんとす。

博士は、多數學者の意見に従ひ、先づ「タブー」の信仰又は慣習の定義を下して、單に行爲の禁律なりとし、博士論文第三頁第六行或は其の本質を指して人類の行爲に關する消極的規範なりとせり（博士論文第四頁第六行）語を換へて云へば博士は「タブー」を以て、單に人類に對する不行爲を強制する作用あるものとせられしなり。吾人の見る所を以てすれば、是れ「タブー」の信仰には慣習の本質としては、少しく狹隘に過ぐるのみならず、又「タブー」の定義としては、少しく薄弱なるがごとし。乞ふ其の理由を述べん。

「タブー」は云ふまでもなく、宗教的信仰又は宗教的慣習なり。此の慣習又は信仰ある民族は、決して、博士が論文第五頁第五行に述べられし如き生命身體財産等の保障に關する規範未だ存せざる原始社會の民族にあらず。「オーストラリヤ」「ポリネシヤ」の土民は、決して、從來人の想像せるごとく、原始社會の民族にあらず。今日の世界に於て、人獸相距る毫釐なりと云ふべき原始社會又は暴力のみの支配する社會民衆は、存在せずとは殆んど學者の定説たり。其の説の當否は、暫らく茲に措き民族にして已に「タブー」の慣習又は信仰を有するものならば、已に多少生活上に規範を有する民族なりと云はざるべからず。博士の所謂原始社會とは、思ふに比較的文化の低き民族の社會

と云ふにあるべし。此等の社會には酋長、君主、豫言者、僧侶、巫女、卜者、藥人等は、其の智力材幹、勇力に於て、一頭地を抜くものなれば、或は自己の民族「タブー」の信仰あるを奇貨にして、博士が其の論文第五頁第十二行に於て述べられしごとく「神威を假りて特定の人又は特定のものに對する諱避を強要し、冥罰を以て、其違反を威嚇」せるものなきにあらざるべし。即ち「タブー」の信

仰又は慣習を以て、民族統治の方便に供せしものなきにあらざるべし、然れども、宗教觀念は倫理法律の根本觀念と同じく、素々人類の乗葬にして自然に發生したるものなれば、二三詐欺者の創造によるものにあらず。もし「ヘーゲル」の云へるごとく、法の觀念は、神の發現なりとせば、宗教の成立も盡くこれを人爲に歸することを得ざるべし吾人は、博士の論文を讀むに、前論と云はず本論と云はず、はた後論と云はず、常に功利的見地よ

り、社會のの事物を觀察する傾向あるを認むるは遺憾に堪はず。吾人は常に博士の崇高なる人格に敬服し、其學界に又國家に致せる功勳の偉大なるを思ふものなるも、博士の今回の論文を讀むに至りて、博士も又明治初年の學者と同じく、常に宗教を以て、方便なりとし、欺くものと欺かるゝものとの關係のごとく觀察せんとする傾向あるを惜むものなり。

「タブー」の信仰又は慣習は、其の本質に於て宗教的信仰又は慣習なり。故に其の存在は、人と鬼神との關係を定むるものにして、人と人との關係を定むるを目的としたるものにあらず。是れ何人も異論なき所なるべし。故に人又は事物に對し「タブー」を設定するときは、其の人又は事物は、拉丁語に所謂「ザークル」(神聖)なるものとなりてたゞに人類のみならず、鬼神すらこれに狎褻し、これを瀆冒し、これに接近することを許さざるな

り。もしこれに戻るものは、人類のみならず、鬼神すら、罰を蒙むるべきものと信せらる。殊に文化の低き社會にありとは、疾病、早魃等の天變地異は、皆惡鬼邪神の所爲なりと信せられるを以て、人の疾病を治し、又は、豫防せんとするときのごときは其の人の上に、「タブー」を設定し、其の疾病の邪神を攘斥し、又は、來り逼ることを禁ずるを常とす。眞言宗の所依たる各種の陀羅尼を讀まば、此種の文句多し。又鬼神と雖も、其の上に「タブー」を設定せば、設定以前に比して、一層其の力を加ふべしと信せらる。印度の吠陀經の中には、帝釋天始め、其の他の神々が、「タブー」設定法の一種たる祭祀によりて、其の威嚴を増し、其の勇力を加ふと云へる詩すらあり。これによれば、「タブー」は、博士の云へることく、其の本質に於て、單に人類の行爲に關する規範と云ふを得ざるべく、少くも、未開の社會に於ては、斯く信

せられりしや明白なり。「タブー」又は類似の語は、今日文化猶ほ低き「マラヨ、ポリネシア」の民族の用ふる話なれば、其の觀念も或は、未開の民族にのみ存在するもの如く誤解せらるゝも、博士の云はれしごとく、此の觀念は、文化の高等なる民族の間にも存在して、拉丁語の「ザークル」希臘語の「ハギオス」なる形容詞又は「ハグナイア」(Hagie)なる名詞は、正しく此の觀念を指示するものたり。今日高等なる文化を有する民族と雖も、苟も、宗教を有し、宗教を信じ、隨つて神聖の觀念を有し、殞呪の觀念を有するものは、程度の差こそあれ、即ち「タブー」の信仰又は慣習を有するものと云はざるべからず。何となれば、神聖觀念は、實に宗教の本質なればなり。死人の埋葬に従事するものを不淨なりとし、牛馬の屠殺者を嫌忌し、皮革を取扱ふものを不淨なるものとし、生肉を賣るものを賤む

る。もしこれに戻るものは、人類のみならず、鬼神すら、罰を蒙むるべきものと信せらる。殊に文化の低き社會にありとは、疾病、早魃等の天變地異は、皆惡鬼邪神の所爲なりと信せられるを以て、人の疾病を治し、又は、豫防せんとするときのごときは其の人の上に、「タブー」を設定し、其の疾病の邪神を攘斥し、又は、來り逼ることを禁ずるを常とす。眞言宗の所依たる各種の陀羅尼を讀まば、此種の文句多し。又鬼神と雖も、其の上に「タブー」を設定せば、設定以前に比して、一層其の力を加ふべしと信せらる。印度の吠陀經の中には、帝釋天始め、其の他の神々が、「タブー」設定法の一種たる祭祀によりて、其の威嚴を増し、其の勇力を加ふと云へる詩すらあり。これによれば、「タブー」は、博士の云へることく、其の本質に於て、單に人類の行爲に關する規範と云ふを得ざるべく、少くも、未開の社會に於ては、斯く信

がごときは、今日歐洲文明國に於てすら、吾人の見聞する所なり。これを嫌忌し、これと接觸することを避くるに當りて、また此等の職業に従事する人々の性情品性の如何は顧慮することなく、また此等の職業が、社會民衆の存在と關係あるか否やは論ずる所にあらず。是れ英佛語のデゼクラシオン (Desecration) 英語のプロフハネーション (Profanation) 等に相當するにあらずや。又神社佛閣の境域に入りて、肅然襟を正しくし、何もの其の中におはしますかは知らざるも、たゞ有難涙をこぼす人あり。また、其の營造物の存在が果して社會民衆の利益なりや否やを問はざるなり。随つて其の境域の中に起臥して、神社に奉仕し、又は奉仕すと信せらるゝ人々に對しても、其の性情品性が、果して、崇敬するに足るや否やに論なく、一向これを崇敬するがごときも、是れ文明國民の常なり。此等は、用語こそ異なれ、「タブー」の信仰

又は慣習あるものと云ふべく、たゞ英國人は、これを「ホーリー」(Holy) 又は「ハロー」(Hallowed) 獨逸人は「ハイリヒ」(Heilig) 佛國人は、「サクレ」(Sacre) と云ふの差違あるのみ。吾人の見る所を以てすれば、「タブー」が、事物の上、清淨觀念を設定する場合には、其の事物を指して古代印度にては、これを「サンスラリタ」(Sanskrita) (神聖なる) と云ひ、これを設定する儀式を「サンスカラ」(Sanskara) と云へるなり。梵語を「サンスクリタ」又は「サンスクリット」と云へるは、其の語の神聖視せられし故なり。吠陀又は祭祀の用語として使用せられ「アーリヤ」民族以外のものは、與り學ぶことを得ざるが故なり。この禁を犯すものは、冥罰陽刑共に至るが故なり。

「タブー」の語義は、博士の述べられしごとく、本書の意義に於て、「強く標示せられたるもの」なるも、通常嚴に或物を指定して、之を神聖なり

とする意義に用ひらる。然れども「タブー」の作用は、神聖なる性質を、特定の人或事物の上に設定すると同時に、其人又は事物に對し、神聖觀念以外特殊の能力又は資格を賦與することあり。もし「ポリネジャ」土民の語を借りて云は、ノア(Noa)即ち平凡なるものを、神聖化する以外に、神聖化せられたるものに一種の資格能力を附與するにあり。是正しく拉丁語のコンセクラチヨ、(Consecratio) 英語のコンセクレーション(Consecration) なり。故に「タブー」は、其の語義より見るも、其作用より見るも、清淨不淨の二觀念を兼有する神聖觀念を事物の上に設定して、他に對抗すると共に積極的に、或る性質を設定す、其の以外は問ふ所にあらず。「タブー」を設定せることは、果して社會に利益あるか、はた統治者に利益あるか否やは、顧慮する所にあらず。要は社會又は個人の宗教的信仰又は慣習の要求を充足するを以て目的と

せるものなれば、これによりて社會の凝聚力を強固ならしむることあらん。或は、これを薄弱ならしめることあるべし。統治者の利益を致すこともあるべきも、又不利を招くこともあるべし。大抵の場合には博士の云はるゝ如く、延ひて社會民衆の利益となるべきも、宗教上の要求は必ずしも政治上の利益と一致するものにあらざるなり。博士は「タブー」の本質を以て人類の行爲に關する消極的規範なりとせり。思ふに博士は「タブー」を以て人に不行爲のみを強要するものとせらるゝがごとし。即ち、「タブー」の内容を以てインターディクション(Interdiction)のみなりとせらるゝがごとし「タブー」の目的は清淨觀念を人又は事物の上に設定するのみにありとせば、社會民衆の多數に對しては其の指定せる人又は事物を干犯し、これに狎褻することを禁ずる宗教的作用に過ぎざるも、これと同時に其の神聖化せられたる人が、能く神聖

の性質を保有し、これを護持する義務を強要するにあらずや。又社會民衆に對して、神聖化せられたる人又は事物を保護し、他のこれを犯せる義務を負はずにあらずや。果して然らば、「タブー」の内容は、「インターディクション」のみならず又「プレスクリプション」なること明白なり。即ち、或るものに對しては、不行爲を要求すると共に、他のものに對しては行爲を要求するものなり。古代印度に於て吠陀經は神聖なるものと信せられき故に婆羅門族以外のものは、これを學ぶことを禁ずるも、婆羅門族は必ず其の一部又は全部を學ばざるべからず。「エスタ」(Veda)の神火は、古代羅馬人には、神聖なるが故に、普通人は、これに奉仕するを許されずと雖も、もし處女ありてす、此の神火に奉仕せんとするものあらば、他の資格に於て缺くることなき以上は、其の處女を「コンセクレート」し、即ち「タブー」を設定して神聖化

し、一方に於て、社會に對する處女の不可侵權を賦與すると共に、他方に於て處女に對し、「エスタ」の神火に奉仕する權能を附與するものたりこの奉仕權は、同時に奉仕の義務なり。是れ今日の語にて云へば、公法上の權利義務のごときものなればなり。古代支那に於て、一人を天に薦めて君主となすときは、其の登極の儀禮は、即ち一種の「タブー」なり。これによりて以前の匹夫平人は忽ち天子となり、諸侯となり、神聖不可侵の性質を取得すると共に、天子ならば、天を祭る特權を得諸侯ならば、山川を祀る特權を享く。又この享有する特權は、即ち特殊の義務なり。陰陽交泰せず山川祭を廢すれば、君主自から其の責を負はざるべからず。是れ、天雨らざれば、湯王身を以て桑林の野に祈り、熒惑宋の分野に入れば、襄公庭に下りて攘ふ所以なり。吾人が茲に博士の下せる「タブー」の定義に對し、聊か疑義を挾むは、博士

が「タブー」の外的對抗力のみを認めて、其の他の効力を認められざりしを遺憾すればなり。

是れ畢竟、博士が文化の極めて低き民族の「タブー」信仰にのみ着目せられ、文化の高等なる民族の「タブー」信仰に注意せられざりしに由るならん。假令ひ文化の極はめて低き民族の中にありても、祭祀の制度あるならん。埋葬の制度は存するならん。結社の組織あり、婚嫁の行爲あるならん。若し然らば、「タブー」の信念が必ず其の民族の間に存在すべく、もし存在するも、其の信念の内容は「タブー」を受けたる人以外に對し。其の人の不可侵を主張し、強制するのみに止まらば、此等の制度組織等の永續すべき理なきなり。「タブー」の信念に基づきて、神聖化せられたるものは、同時に特殊の資格能力を附與せらるべし。これ後に至りて所謂特權(Privilegium)の淵源となりしものならん。是れ博士と雖も異議なかるべし。若し、然ら

ば「タブー」を以て、消極的規範とのみ斷せらるゝは、特權の由來を説明するに於て、多少の支障を生ずる恐あるべし。又「タブー」の作用は、人又は事物を神聖化するにあるも、必ずしも其の設定の目的が博士が論文第四頁第十一行に於て述べられしごとく、神聖化されたる人又は物の安全なる觀念を含むものにあらず。是れ祭祀に用ゆる犠牲又は供物を神聖化せるときに場合に於て明白なり、古代印度と云はず、古代猶太と云はず希臘と云はず、羅馬と云はず、苟も文献の徴すべく、載籍の考ふべき國の古代にありては、其の祭祀の様式は素より千差萬別ありと雖も、これを一貫する精神に至りては、同一なり。即ち、支那の春秋時代に於て認むべき祭祀の原則たる神不歆非類、民不祀非族の主義是れなり。民不祀非族の主義の説明は本論に無關係なれば、暫くこれを論せず、神不歆非類の主義につきて云へば、神と同類の人にあら

ざれば、神を祀ることを得ず、此の祖先崇拜の信條が、神の觀念の擴大せらるると共に次第に推移して、終に神聖のものにあらざれば、神に奉祀することを得ず、神又之を齎けずと云へる信條となり。是の故に、祭祀を營むに當り、其の土地、

文第十四行に見わたる撲滅の「タブー」にもあらずたい供物の神に供せられん爲め設定したる「タブー」とのみ云ふことを得じし。なほ Hubert et Mauss 兩氏が著はせる *Mélanges d' Histoire des Religions*, 1909 の中 *Essai sur la Nature et la Fonction du Sacrifice*、第三十九頁より第六十六頁に互りて、供物又は犠牲のことを論じたれば、詳細は、これに譲りて、茲に論せず。

資祀は勿論祭祀するものは、神化 (dimitisé) せられ祭祀に用ふる供物、犠牲共に神化せられざるべからず。換言すれば、「タブー」の作用によりて、神化せられざるべからざるなり。此の場合に於ては、神化せられたる犠牲供物は、他の干犯することを禁ずるものなれど、又祭壇に於て屠られ、又は神火に投せらるべき資格を享有す。即ち神火に投じて焚き又祭壇に於て屠らんが爲に「タブー」を設定せるなり、故に此の場合に於ける「タブー」は博士の論文第十七頁第十行に見わたる保護の「タブー」と云ふを得ず。さりさて之を不淨なりとして其の撲滅驅除を期せんが爲にもあらざれば、論

之を要するに、「タブー」の信仰は、其本質に於て宗教的なれば、人と神明との關係を定むる爲め自然に社會に發生したるものにして、たゞに不行爲を人又は人以外のものに強要するのみならず又往々「タブー」せられたるものに對し積極的行爲をも強要することあり。此の信仰の存在はに未開の社會の秩序を維持し、其の安全を保全するに於て、力ありしも、本來これを目的として生じたるものにあらずれば、其の發生の起源を以て、社會

民衆の利益觀念に歸することを得ざるなり。

上文已に吾人が「タブー」の信仰に關する見解を述べたり。今より、更に博士の論文に所謂本論に入るべし。

本論第一は題して「タブー」と法律觀念との關係につきて、宗教上の信仰たる「タブー」より、宗教的色彩を脱却せる世俗の法律が發達せる順序を述べられたるが、其の結論として、博士は、左の如く述べられたり。

「タブー」は素と信念より生じたる行爲の規範なるを以て其の性質は、宗教上の戒律なり、故に其破戒に對する制裁が冥罰の信念のみに止まるべきは、これを教律と云ふことを得べき、多くる場合に於ては、之に加ふるに罪障消滅の爲めに僧侶僧長等に贖罪品を捧ぐる等の事あるに至るものなり、是れ現世的人爲罰を以て、冥罰に代ふるの端緒にして、教律が法律に移るの過渡期にあるものと云ふことを得べく、若し又宗教罰に附加して、僧長又は、同族員が其の破戒者を殺し、之を追ひ、之を笞うち、又は之に罰品を科するが如きことあるに至らば「フラナー」は宗教上の戒律上の戒律より、法律上

の禁令たるに至りたるものと云ふことを得べし。

これに據れば、博士の所謂法律上の禁令即ち、何等宗教上の色彩なき法律上禁令とは、宗教罰に附加するに世俗の權力者の制裁を以てする禁令をも云ふにあること明白なり。果して然らば、日本上代の大祓に列擧したる天津罪、國津罪は、本來天神地祇に對する宗教上の罪惡なるにも拘はらず目して法律上の禁令に觸れたる罪又は宗教律が法律に移らんとする過渡期の犯罪と云ふを得べきがごとし。何となれば、是れ罪障消滅の爲めに僧侶僧長等に贖罪品を捧ぐることを要求し、現世的人爲罰を以て、冥罰に代へ又は代へんとするものなればなり。是れ甚だ、世上一般の學者と、見解を異にする意見と云ふべし。

又羅馬建國の始に當り、「ロムルス」が都を奠めん爲、垣壁を築きしとき、弟「レームス」が、其の垣壁を飛越わしとて、これを殺せし傳説あり、歐

州の學者は、「ロムルス」の舉動を以て、宗教的理
由に基づけるものなりとし、「レームス」の罪を以
て境界(Jimes)の神聖を犯せるものなりとなせり。
然るに、博士の見解を以てすれば、これ又世俗法
上の犯罪と見ざるべからず。何となれば羅馬の酋
長又は王れる「ロームス」は、其の弟に對して、冥

野に代ふるに、現世的人爲野を以てしたればなり
又歐州の中世に於て、巫女(Witch)の鬼を使ふを
禁じ、犯すものは、これを宗教裁判に附して焚殺
せり。是れ又冥罰に代ふるに、人爲罪を以てした
るものなれば、博士の見解に従へば、世俗法の犯
罪にして、宗教上の犯罪と云ふべからざるがごと
く、甚だ、當時の事例と相反するにあらずや。吾

人は法學者にあらず。随つて、法學に關する論議
に至りては、喜んで博士のごとき、法學の泰斗た
る人の見解に服従せんとするものなり。然れども
博士の見解のごとく實質に於て宗教上の禁令を破

りて生じたる犯罪が、これに伴ふ制裁の冥罰なる
と、現世的人爲的なることにより、或は宗教上の罪
となり、或は世俗的法律上の罪なること云ふがご
ときは、たゞに、一般學者の見解と異なるのみな
らず、古代法の解釋上、種々の支障あるべきを覺
わすんばあらず。

論文の本論第二章は「タブー」と主權との關係を
論せるものなるが、第三十九頁第十一行より以下
は、君主に對する「タブー」は、具象的に君主の神
聖不可侵の原則を生じ、文化の進むに従ひ、主權
不可侵の原則を憲法の上に設定するに至れること
を述べられ、君主に對する「タブー」を、左の三種
に分てり。

第一 親親の「タブー」 第二 觸接の「タブー」
第三 稱呼の「タブー」

いづれも皆興味ある叙説にして、引用せる事例は
的確なれば、最も博士の學殖の該博にして、議論

の明晰なるを伺ふに足る。蓋し本論文中の白眉なるべし。就中、英國法に於ける「國王の治安」(King's peace)の説明のことは、再三讀み來りてなほ飽くことなし。以て博士の叙説の巧妙なるを知るべし。又第三の稱呼の「タブー」の一節に至りては

日本支那を研究する學者な勿論、古代印度の研究者は必ず一讀すべき價値あるものと信ず。これを讀まば、何故に、印度人は、兒子命名式に當り、これに、密號と通名との二種を附せしが、又何故に印度の古代に於て、國王が自他呼稱の際常に徽號(Bhinda)を用ひて本名を用ひざりしが阿輸迦王が、Agokaは本名を用ひずしてDevanān Piyadasiと稱ししか判然すべく、又阿闍世王の號は果して摩揭陀婆娑羅王の子たりし人の本名なりしが徽號なりしかを疑はしむるに至るべし。但し稱呼の「タブー」の起源に至りては、果して博士の云はるゝごとく、君主に對する臣民の敬避が、觸感よ

り延ひて聽感に及びたるに基づきたりや否やは、吾人の聊か疑なき能はざる點なるも、吾人は、未だこれに關して、確乎たる定見を有せざるを以て今は、暫らく、博士の説明に従ふべし。

本論第三章は「タブー」と婚姻、本論第四章は「タブー」と財産權、第四章は「タブー」と刑法を説きたるが、此等は博士の壇場なれば、たゞ、其の議論の請緻なると引用せる事例の豐贍なるとに驚嘆するの外なく、單に法理學の研究者のみならず一般古代の研究者が一讀せば必ず、積年の第壑を開きて、眉始めて舒ぶるの感あらん。茲に吾人は學界の爲に深く博士の勞を謝し、更に博士の筆硯日に新ならんことを祝して措く能はず。たゞ「タブー」の本質につき、吾人は博士と意見を異にしたる爲め、博士の引用せられし事例につきて、解釋を異にし、端なく、論争の態度を執るに至りしも、素より法學者にあらず、宗教學者にあらざる

吾人が博士のごとき大家に對して、學術上の論争をなすは、恰も蚍蜉大樹を動かさんとするのごとし。固より博士の一顧だも値することを期せず。

たゞ一笑に附せらるれば幸なり。然れども又これによりて博士の指教を蒙ることを得ば、眞に望まの幸なりとす。

『稿本無盡の實際と學說』を讀む

文學博士 三浦周行

一

無盡業法の施行前後より此卑俗にして一般識者より閑却せられつゝありし無盡は一時學者、政治家等の注意を喚起したりしが、從來これに關する研究の不充分なりし爲め、論旨徹底せざるもの多かりしは遺憾とするところなり。無盡といひ、頼母子といひ、何れも社會の須要を充たさんが爲めに發生したりしものにて、長き歴史を有し、民間經濟に貢獻せると決して鮮少なりとせず。もともと多少の弊害の看過すべからざるものあるも、こ

れを匡正して其長所を發揮せしむるに於ては一部經濟界に多大の便宜を與へて金融機關の圓滑を助長することを得べかりしなり。然るに明治以來政治家立法家等は諸般の新施設に當りて只管外國事物の輸入摸倣を事とし、番に固有の良風美俗を棄て、顧みざるのみならず、却て壓迫を加へて其發達を阻害せんとするの方針を取りしものさへあり無盡頼母子の如き亦其一なり。近者政府者、識者の共に漸く其根柢深く實蹟大なるを認めてこれを善用するの利益に想到するに至りしは遅しと雖ご